

## 令和2年度東広島市個人情報保護制度の運用状況について

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの個人情報保護制度の運用状況をお知らせします。

### 1 個人情報を取り扱う事務の届出状況

実施機関は、個人情報を取り扱う事務を開始し、変更し、又は廃止しようとするときは、市長に届け出ることとされています。

令和元年度の届出の状況は、次のとおりです。

実施機関	件数
市長	1,414
教育委員会	194
選挙管理委員会	5
公平委員会	3
監査委員	11
農業委員会	5
固定資産評価審査委員会	2
消防長	83
議会	16
合計	1,733

### 2 開示請求の件数及び処理状況

実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は、次のとおりです。

実施機関	請求 件数	処 理 状 況					
		全部 開示	部分 開示	不開示		存否応 答拒否	取下げ
					不存在		
市長	24	11	4	10	(10)	0	0
教育委員会	10	9	7	1	(1)	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	(0)	0	0
公平委員会	0	0	0	0	(0)	0	0
監査委員	0	0	0	0	(0)	0	0
農業委員会	0	0	0	0	(0)	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	(0)	0	0
消防長	3	0	3	0	(0)	0	0
議会	0	0	0	0	(0)	0	0
合計	37	20	14	11	(11)	0	0

不存在は、不開示決定の内数です。

**3 訂正請求の件数及び処理状況**

訂正請求はありませんでした。

**4 利用停止請求の件数及び処理状況**

利用停止請求はありませんでした。

**5 審査請求の状況**

部分開示決定等に対する審査請求はありませんでした。

**6 事業者に対する是正の勧告件数**

なし

**7 事実の公表の件数**

なし

※ 「事実の公表」とは、事業者が市長の要請する説明又は資料の提供を拒んだとき、又は事業者が取扱いの是正の勧告に従わないときに、東広島市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、事業者の氏名又は名称及び住所並びに事案の概要を公表することをいいます。